

真総情第4号
令和5年6月12日

真鶴町長 松本 一彦 様

真鶴町情報公開・個人情報保護審査会
会 長 今 村 哲 也

答申書の交付について

真鶴町情報公開条例（平成13年真鶴町条例第18号）第16条の2の規定に基づく次の
諮問について、真鶴町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年真鶴町条例第3号）
第4条第2項の規定に基づき意見を建議するため、別添のとおり答申書を交付します（令
和5年度答申第1号）。

- 1 諮問番号：諮問第32号
- 2 事 件 名：行政文書公開請求の諾否決定に係る審査請求について（令和4年度真総情
第24号）

諮問番号 諮問第32号
審査庁 真鶴町長（実施機関 真鶴町長）

答 申 書

審査請求人からの審査請求に関する審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

真鶴町長が令和4年8月1日付け（真総情第24号）で行った真鶴町情報公開条例（平成13年真鶴町条例第18号。以下「条例」という。）に基づく決定処分に対する審査請求について、真鶴町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、その一部を公開し、その他の部分は非公開とすることが妥当であると判断する。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の経緯

- （1）審査請求人は、令和4年6月27日、条例9条1項の規定に基づき、真鶴町長（以下「実施機関」という。）に対して「真鶴ヶアステーションアリスの経緯について、平成28年6月20日に株式会社MUGENより提出された募集申込書等、同地域密着型サービス事業所の事業計画等がわかる書類一式」の行政文書の情報公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- （2）実施機関は、同年7月11日に本件請求に係る行政文書の内容の精査に時間を要することから、諾否の決定を行う期限を同年8月10日とする行政文書公開諾否決定期間延長決定を行った。
- （3）実施機関は、同年8月1日に本件請求に係る行政文書である「平成27年度真鶴町地域密着型サービス事業者募集要項（看護小規模多機能型居宅介護事業所整備関係）（以下「要項」という。）において規定する事業計画書（様式第2号、以下「事業計画書」という。）」について、条例6条1項の規定により部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- （4）審査請求人は、本件処分を不服として、同年8月22日に実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づく審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （5）審査庁は、条例16条の2の規定に基づき、同年11月7日付け真総情第39号により審査会に対して本件審査請求について諮問（以下「本件諮問」という。）した。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書等において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 非公開部分の一部は、既に新聞報道により公の情報であることから、当該非公開箇所を非公開とする理由がない。
- (2) 条例6条及び7条の趣旨からすると当該非公開箇所を公開して差し支えないものとする。
- (3) 平成30年8月1日の平成29年度一般会計・特別会計決算審査講評において「町・県の補助金が出て、稼働していないということは大変な問題」「稼働していないことに対し、町民の不信感が募らないよう説明していくことが大事」「当初からの資料、事業者の決定に係る審査資料を見て、借入の条件等勘案すると、最初の審査に関して疑問を感じた」との指摘があるとおり、公益上特に必要があると考えます。

第2 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね以下のとおりである。

非公開とした情報（以下「本件非公開情報」という。）は、個人に関する情報及び法人に関する情報であり、個人の思想、信条は条例により非公開とされる個人情報である。人事院の「情報公開法に基づく処分に係る審査基準について（以下「人事院解釈」という。）」は「法第5条第1号（個人に関する情報）関係」の「2 解釈（1）」において、個人に関する情報を、「個人の思想、信条、身体、地位、学歴、健康状態、所得その他個人との関連性を有するすべての情報を意味する。」とされており、本件非公開情報は、個人の思想及び信条として条例5条1号に該当する。また「2 解釈（7）」においては、「特定の個人を特定することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、「公表前に第三者がアイデアを利用すると情報提供者の権利利益を害するおそれがある情報」とされている。本件非公開情報は、町として公開していない情報であり、申請者のアイデアを第三者が利用することにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例5条1号に該当するものとし非公開情報とした。

さらに、人事院解釈の「法第5条第2号（法人等に関する情報）関係」の「2 解釈（3）iii）」において、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」とは、「公にすることにより法人の名誉、社会的価値、社会活動の自由等が損なわれると認められる情報」とされており、条例5条2号においてもそのような情報は非公開とされている。

本事業開始後約6か月で休止となった当該施設の開設前の事業計画書を公開することにより、現状との乖離が公になり、当該施設の今後の事業活動に回復し難い損害を与える可能性があるため、本件非公開情報を非公開とした。

なお、本件非公開情報を含む情報が新聞に掲載されているとしても、それらの情報は、町では公表しておらず、独自取材により得られた情報である。また、本件非公開情報を含む情報が掲載された新聞である湯河原新聞というコミュニティーペーパーは、湯河原

町及び真鶴町等に向けて限定的に刊行しており、その紙面により本件非公開情報を含む情報が公開・公表されていたとしても、そのことを理由として本件非公開情報が公開情報になることはない。

第3 審査会の判断

1 本件諮問に係る一連の手続きについて

本件審査請求に係る経緯を見ると、以下のとおりである。

令和4年8月22日：本件審査請求書の受領

令和4年11月7日：審査庁からの諮問書の受付

令和4年11月10日：実施機関からの弁明書の受付

令和4年11月14日：審議（真鶴町情報公開・個人情報保護審査会第27回会議）

令和4年11月14日：審査請求人に対し、弁明書の副本の送付

令和4年11月15日：審査請求人に対し、諮問通知書の送付

令和4年12月5日：審査請求人からの反論書の受付

令和4年12月16日：審議（真鶴町情報公開・個人情報保護審査会第28回会議）

令和5年1月30日：審議（真鶴町情報公開・個人情報保護審査会第29回会議）

令和5年3月20日：審議（真鶴町情報公開・個人情報保護審査会第31回会議）

令和5年5月22日：審議（真鶴町情報公開・個人情報保護審査会第32回会議）

令和5年6月12日：審議（真鶴町情報公開・個人情報保護審査会第33回会議）

2 本件処分の適法性及び審査請求人の主張の妥当性について

本件処分について、実施機関は条例5条1号、2号及び6号に該当するとして、一部を非公開としている。この点について検討する。

①条例5条1号について

事業計画書は、要項に基づき応募した個人（以下「X氏」という。）の応募書類である。要項では、「3. 応募資格及び要件」で満たすべき要件の1つとして、「（1）法人であること（ただし、本補助事業完了時において確実に法人が設立されることが見込まれる場合を含みます。）」を挙げている。したがって、X氏はこの要件の括弧書きに基づき法人を設立する前提で応募していることとなる。要項には、法人設立後に応募書類を差し替えることにつき記載がなく（むしろ、要項の「（5）留意事項」には、「①提出後の書類の修正は認めませんので、記入内容を十分精査の上提出してください。また指定候補事業者として選定された後に提出書類の主要部分に変更や虚偽の内容が判明した場合は、選定を取り消し、指定しないことがあります。」との記載がある。）、また実際に当初提出された応募書類が差し替えられていないことから、この応募書類は後に設立された法人の応募書類とみなすことが可能である。そのように捉えるなら、この応募書類は形式的にはX氏という個人の情報であるが、実質は後に設立された法人の情報であり、条例5条1号の適用可能性が否定されうる。

仮に、X氏個人が応募したという事実を重視したとしても、これは「看護小規模多機能型居宅介護事業」に関する応募であり、上記条例5条1号が冒頭において「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって<以下省略

」と定めていることから、事業を営む個人の本事業に関する情報と捉える余地がある。

他方、応募申請自体は実際の看護小規模多機能型居宅介護事業開始前であるとの反論もありうるが、本件応募申請は本事業への着手と考えられ、事業を営む個人の当該事業に関する情報と捉えて差し支えないと考える。

また、要項の「6. 応募手続き」の「(5) 留意事項」には、「②提出のあった事業計画等のうち個人情報に関係ない部分については、選定時にホームページ等で公表することがあります。〈以下省略〉」と記載がある。本来応募資格があるのは法人だけであり、公平性の観点から、法人設立前に法人設立予定の個人が応募した場合には、個人情報として応募書類内容をホームページで公表しないとは考えられない。

このように考えれば、事業計画書に関して条例5条1号をX氏について適用することはできないと判断する。ただし、事業計画書にはX氏に関する情報以外に、従業員等の個人名が数か所記載されている。これらについては条例5条1号に該当するため、非公開とすることが妥当であると判断する。

②条例5条2号について

前述のとおり、事業計画書のうちX氏に関する情報は、法人又は「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であり、2号の前段の要件を満たす。そこで、2号1文後段の「公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」に該当するかどうか検討する。

実施機関が非公開とした部分は、応募書類の「事業所運営に係る事項」の「(1) 看護小規模多機能型居宅介護事業を行おうとした動機・理由」、「(2) 事業所整備予定地を選定した理由」、「(3) サービス提供にあたっての理念(基本的な考え方)」、「(4) (1)の理念を実現するための具体的なサービスの内容・提供方法」、「(5) 地域住民との良好な関係の構築方法及び協力体制・交流の内容」、「(6) 施設・設備上の配慮」、「(8) 介護保険事業等収益事業以外の事業及び取り組み」と、「自由記述欄」である。ここに記載されたものは、事業開始前であれば、あるいは競争上の地位を害するおそれがあったかもしれない。しかし、本件審査請求が当審査会に諮問された令和4年11月よりもかなり前に、すでにこの応募は補助金を受けて事業を開始しており、記載内容は事業開始後も外部から秘匿されうるとも考え難く、条例5条2号の競争上の地位を害するおそれがあるものとは考え難い。その他、権利や正当な利益を害するおそれがあるとも考えられない。そもそも①で述べたとおり、要項にはホームページ等での公表が明示されているのであるから、選定後に公表することについて支障はないと考えられる。したがって、事業計画書のうちX氏に関する部分については条例5条1項ないし2号には該当せず、公開が妥当であると判断する。

③条例5条6号について

実施機関は、事業計画書の看護小規模多機能型居宅施設併用住宅新築工事に係る建築業者名及び連絡先等について、条例5条6号に該当するとしている。しかし、本件審査請求が審査会に諮問された令和4年11月よりもかなり前に、この建築業者によって上記工事が行われ建物は完成している。その際、建築業者名は建設の現場にて公示されているはずであり、同号の「公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずると認められる情報」に該

当するとは考え難い。従って、条例5条6号の該当性はないと考えられ、公開が妥当であると判断する。ただし、建築業者の担当者名については、①の末尾で述べたとおり、条例5条1号に該当するため非公開とすることが妥当であると判断する。

3 付言

本件諮問に係る一連の経緯をみると、本件審査請求から本件諮問までに、約3か月を費やしており、審査請求に対し「遅滞なく」諮問に付することを求める条例規定（16条の2第1項）に反しており、これだけの長期間を要する特段の理由があったとは認められない。手続きの遅延が申請者への消極的な不利益となる点を考慮し、今後は諮問への手続きの迅速化を図ることが必要である。

また、今後は国の情報公開法に関する人事院解釈に基づく判断でなく、条例を適切に解釈し運用することに厳に留意すべきである。

4 まとめ

以上の理由により、審査会は本件審査請求に対し、上記「結論」に記載のとおり答申する。

真鶴町情報公開・個人情報保護審査会

会 長	今 村 哲 也
副会長	鈴 木 恵
委 員	三 川 真由美
委 員	兵 藤 知 義
委 員	鈴 木 一 也